

所得割保険料算出表

◇個人事業所の甲種組合員の場合

算定基礎	I	○前年の医業収入にかかる所得総額（注1）
	II	○医業収入が6,250万円を超え、確定申告書等の提出を省略したい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員は、所得総額を6,250万円とみなす。 (年間賦課限度額50万円を賦課徴収いたします)
賦課率	8/1,000	
提出書類	I	<p>下記①+②を提出 e-Taxの場合、①+②+③を提出</p> <p>①税務署受付印が押印された前年分の「所得税の確定申告書」の写し</p> <p>②収支内訳書（一般用）付表《医師及び歯科医師用》の写し *作成していない場合は提出不要です。</p> <p>《電子申告（e-Tax）の場合》</p> <p>③上記①・②に加え、税務署の受け付けが判断できる受信通知の写し *電子申告の場合、①の税務署受付印は押印されません。 「受付番号・受付日」が左上に印字されます。</p> <p>※提出書類の必要箇所は で表示している箇所になります。必ず判読可能な状態で提出してください。</p>
	II	<p>《確定申告書等の提出を省略する場合》</p> <p>④「所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について」</p>
提出期限	7月31日	

（注1）医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療収入、雑収入の合算額となります。

※新たに甲種組合員になられた方は、所得割保険料算出のない年に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。

※本組規約及び保険料賦課徴収規程の規定に基づき、上記の通り定めています。

詳しくは本組合ホームページの会員専用サイトでも確認できます。

鹿児島県歯科医師会会員専用サイトと同じログインIDとパスワードでお入り下さい。

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約（抜粋）

第4章 保 険 料

（保険料賦課額）

第19条 組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。

- 4 甲種組合員（後期高齢者組合員を除く。）は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入にかかる所得総額を証明する確定申告書等の書類（以下、「確定申告書等」という。）を提出する。事業主である甲種組合員は前年、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入にかかる所得総額の1,000分の8の額を12で除して徴収するものとする。（但し、算定額が年間50万円を超えるものについては賦課限度額50万円とする。）

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額50万円を賦課徴収するものとする。

なお、新たに甲種組合員になる者は、事業所得割保険料算出のない年または年度に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を、甲種組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

5. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
保険料賦課徴収規程（抜粋）

第7条 甲種組合員が提出する、規約第19条（事業所得割）に定める医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告（e-Tax）の場合は税務署から発行される受信通知の写しを添付するものとする。

- （1）個人歯科診療所の場合は、税務署受付印が押印された前年分の所得税の確定申告書及びその関係書類の写し
- （2）医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した県受付印が押印された前事業年度分の申告書一式（医療法人等に係る所得金額の計算書及び決算書含む）の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主たる施設を開設し、管理する甲種組合員が医療法人総ての収入額を証明する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その総ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定する。

受付番号：××××× 受付日：×××××

令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書

第一表 (令和四年分以降用)

納税地	〒	個人番号 (マイナンバー)	生年月日
現在の住所 又は 居所 事業所等	フリガナ		氏名
令和 〇 年 1 月 1 日 の住所	税別	住所・番号	世帯主の氏名
振替希望	種類	青色	分限
国出	損失	修正	特異の表示
整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯	
事業	営業等	区分	⑦
業	農業	区分	①
収入金額等	課税される所得金額 (12-23)又は第三表 上の30に対する税額 又は第三表の30	30	000
配給	上の30に対する税額 又は第三表の30	31	
雑	通常申告の場合：【税務署の受付印】が必要です		
総合譲渡	電子申告の場合：【別紙③ 受信通知 (メール詳細)】の 添付が必要です		
一時			
事業			
業			
不動産			
利配			
給与			
公的年金			
雑			
その他			
⑦から⑩までの計			
総合譲渡・一時 ⑪(③+④)×1.1			
合計 ⑫(①から⑩までの計+⑪)			
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
所得か			
計算	災害減免額	42	
再差引所得税額(基礎所得税額)	(41-42)	43	
復興特別所得税額	(43×2.1%)	44	
所得税及び復興特別所得税の額	(43+44)	45	
外国税額控除等	区分	46	
源泉徴収税額	47		
申告納税額	(45-46-47-48)	49	
予定納税額	(第1期分・第2期分)	50	
第3期分の税額	納める税金 (49-50)	51	00
修正申告	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は差引△を記載)	52	
第3期分の税額の増加額	53		00
公的年金等以外の 合計所得金額	54		
配偶者の合計所得金額	55		
専従者給与(控除)額の合計額	56		
青色申告特別控除額	57		
雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	58		
未納付の源泉徴収税額	59		
本年分で差し引く繰越損失額	60		
基礎控除	24		0000
⑬から⑳までの計	25		
雑損控除	26		
医療費控除	区分	27	
寄附金控除	28		
合計 (24+25+27+28)	29		
基礎控除	24		0000
⑬から⑳までの計	25		
雑損控除	26		
医療費控除	区分	27	
寄附金控除	28		
合計 (24+25+27+28)	29		
整理欄	管理	名簿	確認

通常申告の場合：【税務署の受付印】が必要です

電子申告の場合：【別紙③ 受信通知 (メール詳細)】の添付が必要です



これは見本です。このまま使用しないでください。

〇の箇所が必要となりますので、判読可能な状態で提出してください。

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

②

※作成していない場合は提出不要

整理番号		氏名	
2. 自由診療割合の計算			
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。			
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。			
(1) 診療実日数による割合			
診療実日数(⑦)	自由診療実日数(⑧)	$\frac{\text{診療実日数(⑦)}}{\text{自由診療実日数(⑧)}} \times 100 = \text{ } \%$	
(2) 収入による割合			
自由診療収入(⑨)	総診療収入(⑩+⑪+⑫)	$\frac{\text{自由診療収入(⑨)}}{\text{総診療収入(⑩+⑪+⑫)}} \times 100 = \text{ } \%$	

診療科目	診療件数	診療実日数	決定点数	収入		金額
				診療報酬当座 口払込額	診療報酬窓口 収入金額	
① 社会保険診療						
一般社会保険						
生活保護法						
精神保健福祉法						
小計						
② 国民健康保険診療						
国民健康保険法						
高齢者医療確保法						
小計						
③ 介護報酬						
④ その他						
小計						
⑤ 計						
(①+②+③+④)						
自由診療の収入等						
一般の自由診療						
労働者災害補償保険診療						
公害健康被害補償診療						
自動車損害賠償責任保険診療						
高齢者医療確保法						
⑥ 計						
(雑収入は下の欄に書きます。)						
雑収入						

(令和元年分以降用)

(注)社会保険診療報酬が5,000万円を超える場合は医療及び歯科医師又は医療従事者が生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。なお、7,000万円の判定については、⑩+⑪+⑫の合計額で行うことになります。

※電子申告時は添付必須です

③

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

ログイン中

受付システム

受信通知

「メール詳細」から「受信通知」へ
表記方法が統一されました

閉じる

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

提出先	
利用者識別番号	
氏名又は名称	
受付番号	
受付日時	
年分	
種目	
所得金額	
第3期分の税額	納める税金
	還付される税金
備考	
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示していません。

赤枠の項目が記載されているか確認してください

送信通知のダウンロード (XML形式) ボタンよりダウンロードすることができます。
個人情報は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

送付

添付書類を提出する場合は、送付書の内容を確認・印刷の上、送付書とともに添付書類を提出してください。

送付書へ

税理士事務所から発行される「電子申告完了報告書」(税理士事務所の報告書)ではなく、電子申告の際に直接発行されるものを提出してください。
紛失した場合は、e-TaxのHP(メッセージボックス)から再度入手できます。

※この「受信通知」は、申告時に発行されるものです。申告時に必ず出力して予め保管しておいてください。
税理士事務所へ申告を委託している場合は、申告書作成時にその旨を伝えて、申告書控と併せてこの用紙を必ず受け取ってください。

④

別紙様式

令和 年 月 日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

甲種組合員氏名

印

所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

令和 年 月 日付鹿歯国保発第 号において依頼のありました所得割保険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略することを申し出ます。

別紙 1

確定申告書等の提出から判定等におけるスケジュール

時 期	業 務 内 容
6月下旬～7月31日	確定申告書等収集
6月下旬～9月	医業収入判定・保険料賦課システム入力
10月～翌年9月	新所得割保険料賦課徴収

※医業収入判定に係る業務は、情報セキュリティポリシーを遵守し、国保組合の担当職員が行います。

※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。

※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組作文書取扱規程に則り処理することとし、破棄については、業者へ溶解処理を委託いたします。(保存期間：10年)

12. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合 文書取扱規程（抜粋）

第1条 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれを保存する。

ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年とすることができる。

第1種 永年 第2種 10年 第3種 3年
前項の文書の種類は別表による。